

各種休暇制度の取得促進

取組の方向性

所属長は、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、職員に対する制度利用の徹底と併せて、職場全体の支援体制の整備や休暇を取得しやすい環境づくりに努めましょう。
また、職員は各種休暇制度の内容の理解を深め、積極的に活用しましょう。

①年次有給休暇の取得促進

取組事例

<所属長>

○年次有給休暇取得計画表の作成

長期休業など、2か月毎に年次有給休暇取得計画表を作成し職員に配布するとともに、目に付く場所に掲示するなど、日頃から職員が計画内容を共有できるようにしましょう。

○管理監督者における適切な勤務時間の管理

所属長等は、職員が計画表どおりに年次有給休暇を取得出来るよう業務の進捗管理を行い、計画表の年次有給休暇取得日が近づいたら該当職員に声掛けをしましょう。

○所属長自らが率先した取得

所属長は自ら率先して計画表どおりに年次有給休暇を取得するように努めましょう。

○定期的な取得実績の把握

定期的に職員の年次有給休暇の取得実績を確認し、取得実績が著しく少ない職員に対しては聞き取りを行うなど原因を把握し、業務分担の見直し等体制の改善を図りましょう。

○会議・行事等開催日の配慮

長期休業やゴールデンウィーク、月曜日や金曜日が祝日の場合はその前後の勤務日、飛び石連休の場合には祝日と週休日の間の勤務日などの日は、連続した休暇取得ができる機会なので、週休日前後の会議や行事等の開催は極力控えるようにしましょう。

○仕事と家庭の両立

仕事と家庭の両立の観点から、職員が子どもの入学式、卒業式、授業参観等の学校行事に参加する場合には、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。

<職員>

○年次有給休暇の計画的な取得(一の年において20日、繰越しを含め最大40日)

職員は休暇の計画を立てる際、自分が休めるようにすることと周りの職員が休めるようにすることを同時に配慮しましょう。また、計画した休暇は積極的に取得しましょう。

<参考>

大分県特定事業主行動計画（県立学校職員対象）（計画期間：R2～R6）
年次有給休暇の年間取得目標 教育委員会：平均15.0日

※令和4年実績は、目標値の平均15.0日に対して平均14.2日

※市町村立学校職員は、各市町村ごとに計画が策定されています。

②長期勤続休暇及び夏季休暇等の取得促進

取組事例

<所属長>

- 所属長は「長期勤続休暇」（各年度内に満35歳、45歳又は55歳に達する職員：連続する3日間）や、「夏季休暇」（6月1日～9月30日の間に5日間※取得期間の特例措置有）について、職員に休暇の完全消化を働きかけるとともに、該当者が支障を来すことなく計画的に連続休暇を取得できるよう、職場内の応援体制の整備など、取得しやすい職場環境づくりに努めましょう。

<職員>

- 職員は、「長期勤続休暇」や「夏季休暇」を取得できるように、計画的に業務を行い、完全取得しましょう。

③男性職員の子育てに係る休暇の取得促進

取組事例

<所属長>

- 所属長は子どもが生まれた（生まれる予定の）男性職員の休暇等取得予定の状況を計画表等により把握し、以下の休暇を必ず取得するよう働きかけましょう。

①出産補助休暇（産前4週間～産後2週間の間に3日間 ※分割取得・時間単位取得可）

②育児参加休暇（産前8週間～産日以後1年を経過する日までの間に5日間 ※分割取得・時間単位取得可）

- 子どもが生まれた（生まれる予定の）男性職員に対し、育児休業制度の説明や取得例の紹介を行うとともに、取得の意向を確認し、可能な限り育児休業を取得するよう働きかけましょう。

<参考>

大分県特定事業主行動計画（県立学校職員対象）（計画期間：R2～R6）

男性職員の育児休業取得率目標 教育委員会：国の目標（30%）以上

※令和4年度実績は、15.7%

※市町村立学校職員は、各市町村ごとに計画が策定されています。

責任を認識する重要な時期であるとともに、実際に出産をサポートすることは、配偶者の大きな心の支えとなります。父親となる職員は、出産補助休暇や育児参加休暇を積極的に取得しましょう。

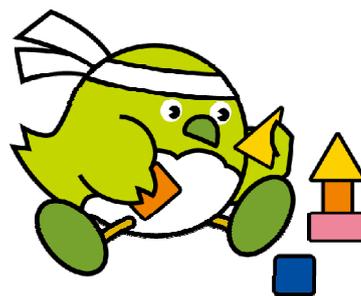
◆取得例（分割や時間単位取得可）

（出産前）・配偶者の妊婦定期検診、入院や赤ちゃん用品の準備、

・入院の付き添い、上の子の送迎などの養育 など

（出産）・出産当日、翌日、退院日、入院中の配偶者サポート など

（出産後）・退院後、実家から戻った後のサポート、子の健康診断 など



④育児休業等の取得促進

取組事例

<職員>

○3歳未満の子を養育している職員は、大分県教育委員会ホームページ（学校職員の子育て支援のための休暇制度一覧）の「育児休業Q&A」等を参考にし、育児休業等を活用して、育児に積極的に参加しましょう。

Check!

令和4年10月から、原則2回まで取得可能になりました。また、男性は子の誕生日から57日までの期間内にする育児休業（産後パパ育休）も2回取得できます。



⑤週休日の振替対象期間の拡大

取組事例

<所属長・職員>

○平成26年1月1日より週休日の振替対象期間が、前4週間～後8週間から前8週間～後16週間に拡大されています。

所属長は振替制度の趣旨を踏まえ、勤務日の直近に週休日の振替が行われるよう努めるとともに、振替が確実に取得できる職場環境づくりを進めましょう。また、職員は振替を確実に取得しましょう。

⑥教職員の各種休暇制度の周知

○「教職員のための休暇ハンドブック」の活用

各種休暇制度を周知し、教職員が積極的に休暇を取得するために、学校現場の負担軽減ハンドブックの別冊として、「教職員のための休暇ハンドブック」を作成しています。

「休暇ハンドブック」については、大分県教育委員会のホームページから確認できます。



教職員の各種休暇制度を掲載していますので、県教育委員会HP内の教育人事課のページ「教職員のみなさんへ」から印刷して、ご活用ください。